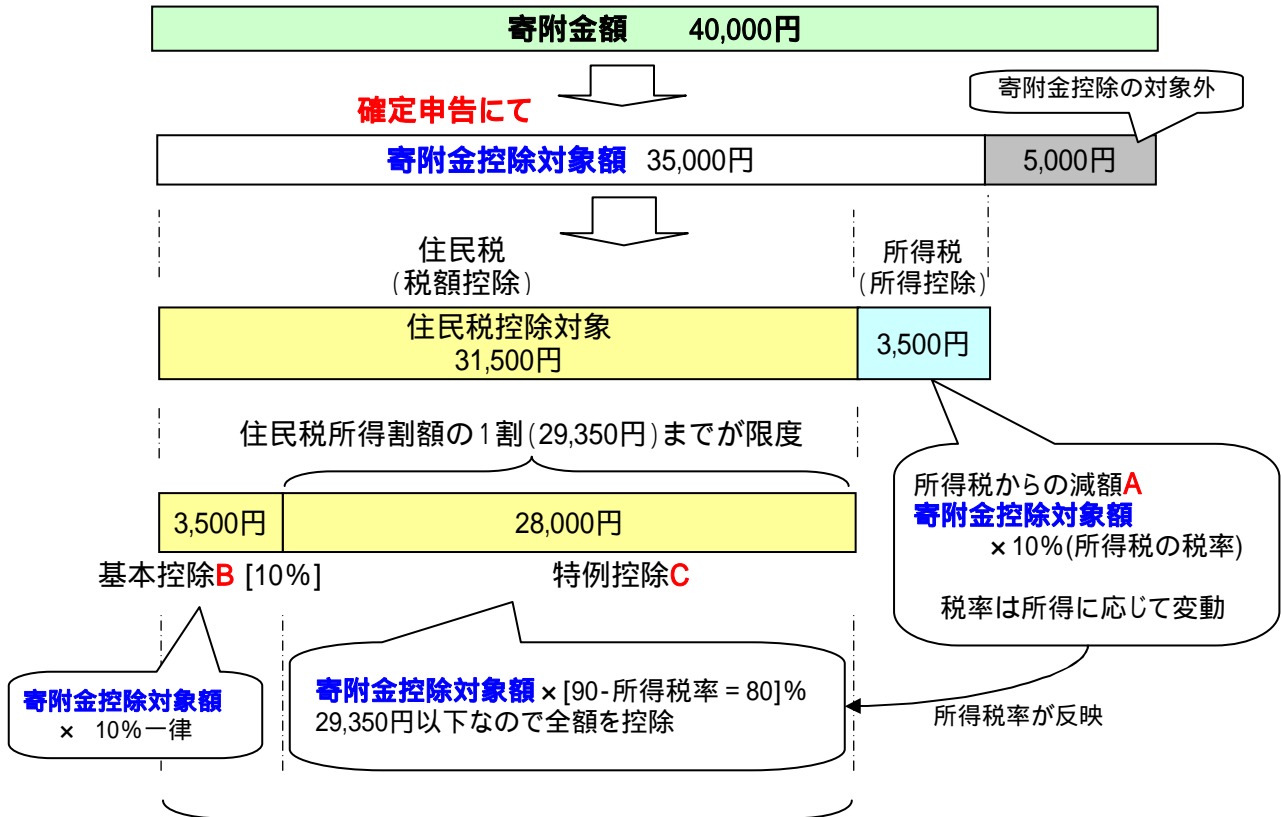


ふるさと納税モデルケース

東京在住の宮崎太郎さんが富山県朝日町へ40,000円を寄附されました。
 給与収入700万円、夫婦・子二人、課税状況は、所得税の税率10%、住民税所得割額293,500円



【注意】

複数の自治体等にそれぞれ寄附しても、住民税で控除できるのは合計で総所得金額の30%まで

このモデルケースでは40,000円の寄附で所得税、住民税合わせて $A+B+C=35,000$ 円 を控除できます。